

福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 総合事業は、市が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等を含む高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めるほかは、法、政令、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、別表に掲げる、法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第一号事業」という。）のうち、同号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ニに規定する第一号介護予防支援事業並びに法第115条の45第1項第2号に規定する事業（以下「一般介護予防事業」という。）を実施する。

(事業の対象者)

第5条 前条に掲げる事業のうち、第一号事業の利用対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 省令第140条の62の4第1号に規定する居宅要支援被保険者
 - (2) 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働省大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）で定める様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）
 - (3) 省令第140条の62の4第3号の規定に基づき居宅要介護被保険者であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下、「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、別表（1）第一号事業におけるア第一号訪問事業（ウ）訪問型サービス B型及び、イ第一号通所事業（エ）通所型サービス B型を受けていたもののうち、要介護認定によるサービスを受けた日以降も継続的に上記サービスを受けるもの（市が必要と認めるものに限る。）
- 2 前条に掲げる事業のうち、一般介護予防事業の対象者は第一号被保険者とする。

（事業対象者の判定の有効期間）

第6条 事業対象者の判定の有効期間（以下「判定有効期間」という。）

は、事業対象者となった日から、同日から起算して12か月を経過する日が属する月の末日までの期間とする。

- 2 事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、判定有効期間は同日から12か月間とする。
- 3 事業対象者が、基本チェックリストの実施により事業対象者の基準に該当しないこととなった場合は、前2項の規定にかかわらず、当該判定有効期間は当該基本チェックリストの実施日の属する月の末日までとする。

(事業対象者の判定の更新)

- 第7条 事業対象者の判定の更新の申請は、当該事業対象者の判定有効期間の満了日の60日前から満了の日の前日までに行うものとする。
- 2 更新をした場合の判定有効期間は、更新前の判定有効期間の満了日の翌日から12か月間とする。
- 3 前条第3項の規定は、判定の更新をした場合について準用する。

(要介護認定又は要支援認定を受けている場合の事業対象者の認定)

- 第8条 基本チェックリスト実施日が、要介護認定有効期間又は要支援認定有効期間(以下「認定有効期間」という。)内にある場合は、認定有効期間の満了日の翌日をもって事業対象者となるものとする。
- 2 認定有効期間が60日を超えて存在している場合には、基本チェックリストによる判定は実施できないものとする。

(第一号事業の実施方法)

- 第9条 市長は、第一号事業について、市の直接実施又は補助によるもののほか、次の各号に掲げる方法により実施できるものとする。
- (1) 法第115条の45の3第1項に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく省令第140条の69の規定に適合する者に対する委託による実施

(一般介護予防事業の実施方法)

- 第10条 市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するほか、委託又は補助により実施することができる。

(第一号事業に要する費用の額)

- 第11条 第一号事業を指定事業者により実施するときの事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別に定める。

(第一号事業支給費の支給)

- 第12条 法第115条の45の3第1項及び第2項に規定する第一号事業支給費(以下「第一号事業支給費」という。)の額は、次に掲

げる事業ごとに、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 第一号訪問事業 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第一号事業に要する費用の額(その額が現に当該第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第一号事業に要した費用の額)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80。また、サービスの利用者が、第一号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の70。)に相当する額
- (2) 第一号通所事業 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第一号事業に要する費用の額(その額が現に当該第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第一号事業に要した費用の額)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であって、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80。また、サービスの利用者が、第一号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の70。)に相当する額
- (3) 第一号介護予防支援事業 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定された第一号事業に要する費用の額(その額が現に当該第一号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第一号事業に要した費用の額)の100分の100
- 2 前項各号の規定により第一号事業支給費を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

- 3 市長は、第1項及び第2項の規定により算定された第一号事業支給費は法第115条の45の3第3項の規定により、当該サービスを実施した指定事業者に支払うものとする。
- 4 市長は、第一号事業支給費（第9条の2及び第10条に係るものを除く）に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により福井県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第一号事業支給費の特例）

- 第12条の2 市長は、災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。
- 2 第一号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続は、福井市介護保険居宅介護（支援）サービス費等の額の特例に関する要綱の規定を準用する。
 - 3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者等は、第一号事業支給費の特例を決定された者とみなす。

（保険給付の制限等）

- 第13条 前条の支給において、保険給付の制限等を行う場合は、法第4章第6節の規定を準用する。
- 2 前項に基づく制限等を行う場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項及び第2項の規定により、相手方に対し、当該処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起をすることができる旨並びにその期間を別に定める様式により教示する。

（支給限度額）

- 第14条 居宅要支援被保険者が第一号事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合のみ）の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づいて介護予防サービス費等区

分支給限度基準額として厚生労働大臣が定める額（以下「介護予防サービス費等分支給限度基準額」という。）について同条第1項の規定により算定した額（法第59条の2各項に該当する場合は同条各項の規定により算定した額）とする。

- 2 事業対象者が第一号事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合のみ）の支給限度額は、要支援1に係る介護予防サービス費等分支給限度基準額について同法第55条第1項の規定により算定した額（法第59条の2各項に該当する場合は同条各項の規定により算定した額。以下「事業対象者支給限度額」という。）とする。

（高額介護予防サービス費相当事業等）

第15条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費相当事業等」という。）を行う。

- 2 高額介護予防サービス費相当事業等の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。
- 3 高額介護予防サービス費相当事業費等の支給に関する手続については、福井市介護保険条例施行規則（平成12年3月30日規則第30号。以下「規則」という。）第33条から第33条の3までの規定を準用する。

（指定事業者の基準等）

第16条 省令第140条の63の6第1号イの基準により市が定める基準及び同条第2号の基準により市が定める基準並びに法第115条の45の3第1項の指定に関する手続きは、市長が別に定める。

（調査への協力）

第17条 総合事業を実施する者は、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない

ない。

(指導及び監査)

第18条 市長は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、別に定める指導及び監査を行うものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 第一号事業		内容
ア 第一号訪問事業	(ア) 訪問型予防給付相当サービス	旧介護予防訪問介護に相当するサービス
	(イ) 訪問型基準緩和サービス(A型)	旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
	(ウ) 訪問型サービスB型	住民のボランティア等により運営される訪問型サービス

イ 第一号通所事業	(ア) 通所型予防給付相当サービス	旧介護予防通所介護に相当するサービス
	(イ) 通所型基準緩和サービス (A型)	旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス
	(ウ) 短期集中予防サービス	概ね3月の短期間で実施される通所を基本とし訪問を組み合わせたサービス
	(エ) 通所型サービスB型	住民のボランティア等により運営される通所型サービス
ウ 第一号介護予防支援事業	(ア) 介護予防ケアマネジメントⅠ	介護予防支援と同じプロセスで行われる介護予防ケアマネジメント
	(イ) 介護予防ケアマネジメントⅡ	(ア)のプロセスの一部を省略して行われる介護予防ケアマネジメント
	(ウ) 介護予防ケアマネジメントⅢ	(ア)のプロセスの初回だけで行われる介護予防ケアマネジメント
(2) 一般介護予防事業		法第115条の45第1項第2号に規定する事業